

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

消費者の安全・安心を確保するためには、衣食住をはじめとした生活にかかわる商品やサービスについて、法令に基づき適正に監視・指導を行うほか、表示の適正化や生命・身体への危害防止に向けた取組の推進、消費者への迅速かつ的確な情報提供を行う必要があります。

また、事業者における自主的な取組の支援を行うほか、災害時等における生活関連商品の安定供給などについて、事業者との連携推進を図る必要があります。

1 食の安全・安心の確保

「県民の健康の保護」、「地産地消等の推進を通じた食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築」、「安全で安心できる食品の供給及び消費の拡大」に寄与することを目的として定めた「三重県食の安全・安心確保基本方針」※₂₁に基づき、県民、食品関連事業者、県等多様な主体の相互理解、連携及び協働により、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進します。

① 「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づく監視・指導

(部局：農林水産部、医療保健部、環境生活部、教育委員会事務局)

ア 「三重県食品監視指導計画」※₂₂に基づく取組

食中毒の発生を防止するため、食肉および食鳥肉の取扱施設、飲食店、集団給食施設、食品製造業等を重点的に監視指導します。

また、観光客や来県者の増加が見込まれる観光地等での食中毒発生の予防対策を重点項目として、監視指導を行います。

さらに、食品等事業者がHACCP※₂₃に沿った衛生管理の取組を適切に実施していることを確認します。

イ 農薬、肥料、飼料、動物・水産用医薬品等の適正使用

農薬の販売業者や使用者、肥料の生産業者や販売業者に対して立入検査・指導を実施するとともに、適正使用のための情報提供や指導を行います。

また、安全・安心な畜水産物を消費者に提供するため、飼料及び飼料添加物並びに動物・水産用医薬品の販売業者に対しては、適正な流通について監視・指導を行うとともに、生産者に対しては、飼料等や動物・水産用

医薬品の適正な使用及び管理について、監視・指導を行います。

ウ 「米トレーサビリティ法」に基づく取組

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米穀事業者に対する立入調査を実施します。

エ コンプライアンス意識の向上の取組

事業者におけるコンプライアンス意識の向上や関係法令に関する理解の促進を図ります。

オ 食の安全・安心の確保に関する知識の普及と理解の促進

消費者に対して、食の安全・安心についての正確な情報提供を行うとともに、食の安全・安心の確保に努力する事業者の情報を発信し、理解の促進を図ります。また、CSF^{※24}等に起因した食に対する安全・安心に関する風評被害の防止に向けた取組を行います。

さらに、食の安全・安心について考える力や選択する力を養うため、食育をとおして学校や家庭・地域の食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための教育を推進します。

カ 生産、製造、流通各段階における監視・指導等

食品監視指導計画及び農畜水産物監視指導計画に基づき、食品および農畜水産物等の生産段階や製造・流通段階での監視、指導、検査を実施するとともに、これらに係る情報の公開・提供を行い、消費者の意見を反映して内容の充実を図ります。

キ GAP^{※25}手法の導入促進

農畜産物の安全確保、労働安全等のため、生産者に対してGAP手法の導入を促進します。

ク トレーサビリティシステム^{※26}導入等への支援

農産物の生産から流通・販売までの履歴情報を確認できるトレーサビリティシステムなどの導入に取り組む事業者を支援します。

2 商品・サービスの安全の確保

消費者が、消費生活に係る商品やサービスによって生命、身体及び財産を侵されることがないように、事業者の監視・指導等を行うとともに、事故情報等を幅広く収集し、県民に情報提供を行うなど、消費者の安全の確保に向けた取組を推進します。

① 家庭用品等の安全の確保（部局：環境生活部、医療保健部、防災対策部）

ア 家庭用品の安全の確保

「消費生活用製品安全法」、「家庭用品品質表示法」に基づく立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行います。

また、家庭用品による健康被害の発生を未然に防ぐため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、販売事業者等に対する監視・指導を行うとともに、家庭用品衛生監視員の資質向上に努め、監視体制の強化を図ります。

イ 電気用品・ガス用品等の安全の確保

電気用品・ガス用品等の安全性を確保するため、「電気用品安全法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、販売事業者に対する立入検査・指導を行います。

② 住宅等の安全性の確保（部局：県土整備部）

ア 建築物の耐震化の促進

住宅を含む建築物の地震による倒壊を防ぐため、建築物の耐震化を促進します。

イ 適正な建築確認制度等の運用

防災や構造上の安全性を確保し、安全で安心な建物づくりのため、特定行政庁や各機関との連絡・調整を図り、円滑かつ適正な建築確認制度の運用を進める必要があります。

また、木造の一戸建て住宅等については、適正な工事監理が行われるよう工事監理者への指導を行います。

県内で業務を行う指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関への立入調査を実施します。

ウ 建設業者等への指導・監督

住宅等の工事に際して不正行為等を行った建設業者に対して、適切な

指導・監督を行います。また、適正な宅地建物取引やトラブルの未然防止に向け、宅地建物取引業者に対する立入検査や、宅地建物取引士に対する法定講習などを実施するとともに、不適切な行為に対しては、厳格に指導・監督等を行います。

さらに、関係機関と連携した住宅相談窓口講習会の開催や情報提供等により、住宅相談窓口の充実や住宅性能表示制度等の普及・啓発に努めます。

③ さまざまなサービス等の適正な運営の確保（部局：医療保健部、子ども・福祉部、雇用経済部）

ア 生活衛生関係営業の適正な運営の確保

生活衛生営業施設等の監視指導や講習会等を行い、生活衛生営業施設等営業者の自主的な衛生管理の促進を図ります。

イ 福祉サービス業務の適正な運営の確保

介護保険サービス事業者等の高齢者に対する適切なサービスの提供及び業務の適正な運営を確保するため、「介護保険法」等に基づく指導・監督を実施します。

また、障害福祉サービス事業者等の障がい者に対する適切なサービスの提供及び業務の適正な運営を確保するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づく指導や立入検査を実施します。

ウ 旅行業務の適正な運営の確保

旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、「旅行業法」に基づく指導や立入検査を実施します。

エ 貸金業務の適正な運営の確保

貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資するため、「貸金業法」等に基づく指導や立入検査を実施します。

④ 消費者事故^{※27}情報等の消費者への迅速かつ的確な情報の提供（部局：環境生活部）

消費者庁や国民生活センター等と連携し、消費者の生命や身体に危害を及ぼす疑いのある商品・サービスについて情報収集を行い、消費者への迅速かつ的確な情報の提供に努めます。

また、消費者事故が発生した場合には情報を集約し、消費者庁へ迅速に報告するとともに、必要に応じて国や市町の協力を得ながら被害の拡大防止のための注意喚起、調査等を実施します。

3 取引の安全の確保

不当な取引に侵害されず、不当な取引条件を強制されないため、消費者の利益を保護し、商品等の流通を円滑にするために、悪質な事業者に対して監視・指導等を行います。

また、事業者や事業者団体等と連携することで、事業者の自主的な取組を支援します。

① 「特定商取引法」の厳正な執行（部局：環境生活部）

ア 悪質商法対策の充実・強化

高齢者等をターゲットにした悪質商法対策の充実・強化を図るため、「特定商取引法」の趣旨、消費者被害の実態を踏まえた同法の厳正な執行を行います。

イ 連携による効果的な事業者指導の実施

岐阜県、静岡県、愛知県、三重県で構成する「東海地域悪質事業者対策会議」※28において、消費者被害の状況や問題解決手法などの情報の共有を図り、効果的な事業者指導を行います。

② 事業者指導の充実・強化（部局：環境生活部）

三重県消費生活センターにおける不当商取引指導専門員による悪質事業者に対する指導の強化を実施します。

③ 事業者の健全な育成（部局：環境生活部）

事業者が自ら健全な取引環境を構築するため、研修会や相談の機会を通じて、「消費者契約法」や「特定商取引法」、「三重県消費生活条例」等に基づくコンプライアンスを遵守した経営等の取組を支援します。

④ 事業者による自主的な改善の促進（部局：環境生活部）

表示の適正化、商品の安全性、適正な商取引の確保を図るため、事業者に対し、関係法令や条例に基づく調査・指導及び立入検査等を行い、自主的な改善を促進します。

4 表示・計量の適正化

商品などが誤って選択・使用・保存されることによって消費者の利益が損なわれないよう表示についての調査を実施するとともに、事業者に対して適正な表示を行うよう、監視・指導、啓発等を実施します。

① 商品・サービスの適正な表示の確保（部局：環境生活部、医療保健部、農林水産部）

ア 「不当景品類及び不当表示防止法」の厳正な執行

「不当景品類及び不当表示防止法」に基づき、過大な景品付き販売を規制し、広告等の表示において、商品やサービスの内容が、実際のものより著しく優良と誤認させるような表示や、取引条件が、実際のものより著しく有利であると誤認させるような表示を行った事業者に対して、適正な表示を行うように指導することにより、消費者を不当に惑わす表示を規制します。

イ 連携による効果的な調査・指導の実施

「東海4県広告表示等適正化推進会議」※29、「三重県食品表示監視協議会」※30において、表示に関する情報の共有を図り、効果的な調査・指導を行います。

ウ 食品表示の適正化に向けた監視・指導等

食品表示の適正化に向け、「食品表示法」および「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を行います。

また、食品等事業者団体と連携し、食品衛生指導員の協力のもと、食品表示を行う事業者に対して、全面施行後の「食品表示法」に則した表示についての周知徹底を図ります。

エ 健康食品等の表示の適正化

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品等の広告等の表示について監視を行うとともに、不適切な表示に対しては、事業者への指導を行います。

オ 「健康増進法」に基づく広告等の表示規制

「健康増進法」に基づき、食品として販売されるものに関し、健康の保持増進の効果等について著しく事実に相違する、または著しく人を誤認さ

せるような広告等を指導することにより、消費者の適切な健康管理や診察の機会を妨げる広告等の表示を規制します。

カ 食品表示の適正化に向けた情報提供

改正「食品表示法」が全面施行となることに加え、食品表示基準の一部改正による加工食品の原料原産地表示制度への対応等が必要です。これらを含めて食品等事業者が法令を遵守し適正な食品表示を行うよう、ホームページやパンフレット等による周知および監視指導時や食品表示講習会等の機会を捉え、「食品表示法」について必要な情報を適切に提供します。

② 商品の適正な計量の確保（部局：雇用経済部）

適正な量目表示が行われるように、「計量法」に基づき、計量器の検査を実施するとともに、必要に応じて特定商品を販売する事業者に対して立入検査を実施します。

③ 商品・サービスの適正な表示の促進（部局：環境生活部）

表示は消費者が商品・サービスを購入する際の合理的な選択のもととなる情報であることから、適正な表示が行われるように事業者に対し啓発を行います。

5 生活関連物資の安定供給

社会情勢の急変などの非常時における生活関連物資の需給及び価格の安定のための施策を実施します。

① 生活関連商品の流通の円滑化及び価格の安定（部局：環境生活部）

社会情勢により、生活関連物資の価格が急騰した場合は、必要に応じ価格動向を把握するとともに、生活関連商品の流通の円滑化及び価格の安定を図るため、必要があると判断したときは、事業者に対して、生活関連商品の円滑な供給とその他必要な措置について協力を要請します。

② 生活関連商品の円滑な供給と正確な情報の提供（部局：環境生活部、医療保健部）

社会情勢の急変などの非常時において、生活関連商品の買い占め又は売り惜しみを行う事業者に対して、必要に応じて商品の売り渡しを勧告し、生活関連商品の円滑な供給を促します。

また、感染症の流行時等においては、マスクや消毒薬等の安定供給のため、

状況に応じて分割納入等の適正な流通や過剰な発注・在庫の抑制等について、関係団体や事業者に協力を要請するなどの取組を行います。

さらに、消費者に対して、不安に駆られて必要以上の買い占めを行わないよう、正確な情報の収集と提供を行います。